

令和7年度 登米市立幼稚園預かり保育申込について

- 令和7年4月からの預かり保育の申込について、必要事項を記載しておりますので、ご確認ください。

1 預かり保育の種類（利用形態）

- 預かり保育は保育が必要な場合に利用できます。次の種類があります。

通年利用	恒常的に利用する場合（夏季休業等の長期休業及び土曜日は利用できません）
短期利用	恒常的な利用ではないが、預かり保育を利用する場合
保育所型	夏季休業等の長期休業日及び土曜日を含めて、恒常的に利用する場合

※保育所型は新田幼稚園・中田幼稚園・南方幼稚園のみ。

2 申込

- 利用を希望する場合は「預かり保育事業利用申込書」に必要事項を記載・押印し、幼稚園に提出してください。
- ※ 保育所型を希望する場合は、保育所の申込と同等の審査が必要となります。詳しくは「令和7年度登米市立幼稚園保育所型預かり保育募集要項」をご覧ください。
- 世帯の状況等を踏まえ、幼稚園（保育所型については教育委員会）において審査します。審査の結果、希望する種類とは別の種類での利用となることや預かり保育を利用できない場合があります。

3 必要書類

- ① 預かり保育事業利用申込書・・・利用園児1人につき1部
- ② 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
・・・利用園児1人につき1部
- ③ 家族状況票・・・世帯で1部
- ④ お子さんの健康発育状況・・・利用園児1人につき1部
- ⑤ 保育が必要であることを証明する書類・・・父、母、同居する祖父母 各1部
（きょうだいで申し込む場合は1部でかまいません）

※必要事由によって下記のとおり必要書類が異なります。該当する書類を添付してください。

保育必要事由	提出書類
就労	就労証明書※就労は自営・農業等も含む
妊娠・出産	母子健康手帳の出産予定日がわかる箇所の写し
傷病・障がい	申立書、診断書、障害者手帳（写）、通院等に係る領収書の写し（直近2か月分）
介護・看護	申立書、診断書、障害者手帳（写）、介護保険被保険者証（写）
災害復旧	申立書、り災証明書
求職活動	求職活動状況申告書
就学	在学証明書又は在学していることがわかる書類、就学時間がわかる書類
育児休業	就労証明書（必ず育児休業期間が記載してあることを確認してください）
その他	申立書、その他必要な書類

※提出いただいた書類について、幼稚園及び教育委員会から内容を確認させていただく場合があります。

※虚偽で申請された内容であることを確認できた場合は、利用許可を取消すことがあります。

裏面もご覧ください。

4 料金

- 別紙「令和7年度 幼稚園授業料・給食費・預かり保育料について」をご覧ください。
- その他各種実費徴収があります（おやつ代など）。

5 受付期間・申込先

- **令和6年10月15日（火）～31日（木）** 午後1時30分～午後5時00分（土日、祝日を除く）に、現在入園している（または令和7年度の入園を申し込んでいる）幼稚園に申し込んでください。

問合せ先：登米市教育委員会教育部 学校教育課 TEL：0220-34-2679
